

前回見直し時(平成 22 年 1 月)における整理について

○自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(抄)

(平成 22 年 1 月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議)

第3章 個別課題への具体的な対策

3. 自動車リサイクル制度の安定的な運用

(3) 指定法人業務及びシュレッダーダスト再資源化体制の更なる効率化及び役割分担

- ・ 自動車リサイクル制度施行の一端を担う指定法人業務は安定かつ円滑な施行が求められるが、一方で、ユーザー及び自動車製造業者等の費用負担により運営されており、その効率化が求められるものである。指定法人の運営については、法施行後、効率化が図られているが、引き続き効率化の努力を行う必要がある。また、現在、自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として、自動車製造業者等は資金管理法及び情報管理法のランニングコストのうち基盤的経費の全額と事業費等の半額を負担しているところである。法制度の立ち上げ期を経た今もなお、この役割は変わっておらず、引き続き現行どおりの分担とすべきである。ただし、その細部については、上記を原則としつつも、効率性の観点から実状に応じ判断されることとなる。
- ・ シュレッダーダストの再資源化体制については、効率性の観点から1チームへの統合を求める声もある一方、競争効果の観点から、現状を維持すべきとの指摘がなされている。このため、現状では、当面2チーム制が維持されることとなるが、今後、中長期的な効率性、発展性の観点から、必要に応じ改めて検討されるべきである。